

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 3 2 1

「宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
※印の欄は、記載しないでください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の欄を記載して新勤務先へ送付してください。
その場合、前勤務先では給与所得者の個人番号は記入せず、新勤務先で記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合は、「給与支払者」の「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

										※ 年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
令和 年 月 日 横 瀬 町 長 様		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地		〒					特別徴収義務者 指 定 番 号				
			フリガナ							宛 名 番 号				
			氏名又は名称							担 連 当 絡 者 先	所 属			
			個 人 番 号 又は法人番号		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載						氏 名			
										電 話		内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名													
	生 年 月 日	年 月 日												
	個 人 番 号													
	受給者番号													
	1 月 1 日 現在の住所													
異 動 後 の 住 所					円	円	円	年 月 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法人番号						受給者番号				
	所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
	フリガナ				氏 名									
	氏名又は名称				電 話	内線 ()								
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										
		月 日		円										
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄				
理 由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため													